

建設業の損益算定プロセスと恣意性

～未成工事支出金はなぜ無くならないのか～

1140410 大坪千倫

高知工科大学マネジメント学部

要旨

現在、世界各国でヨーロッパを拠点に置く会計機関「国際会計基準審議会『International Accounting Standards Board』(以下、IASB と略す) が定めている会計基準「国際財務報告基準『International Financial Reporting Standards』(以下 IFRS と略す)への共通化に向かう流れが出来上がっており、日本でも近い将来 IFRS が導入される予定である。

日本の建設業の収益計上基準は、従来、選択型により、工事完成基準を採用する企業が多かった。しかし、IFRS のコンバージェンスの一貫で、新しい収益計上基準に変更されてからは、原則として、工事進行基準が強制適用されることとなった。つまり、多くの建設業者は、工事完成基準から工事進行基準への変更を強いられたのである。

本卒業論文では、損益算定方法の変更が財務諸表にどのような影響を与えたのかを分析した。その結果、工事進行基準強制適用後も未成工事支出金が残っていることに疑問を抱いた。未成工事支出金が残る原因を追究していき、その一因が原価の見積り方法の選択が企業に委ねられていることにありと判断した。つまり、会社内部で進捗率を調整できる、すなわち利益調整の余地があるのだ。現行会計制度では、建設業界及び、建設業会計のあるべき姿を示しているとは言えない。そこで、会計制度の質を向上させるべく、出来高払い制度及び、進捗査定システムの導入、また、経常事項審査の評価項目の改善の 2 つを提案する。

また、日本の損益算定方法と IFRS の損益算定方法とでは、同じ工事進行基準でも計算方法が全く違う。そのため、利益調整をしていると予測できるポイントもそれぞれ違う。現行基準では、未成工事支出金の残高、IFRS 基準では、完成工事高と未成工事支出金との離れ具合によって判断できると本研究で示した。

IFRS 導入後も建設業の恣意性による利益調整は、引き続き行われていくだろう。その上、IFRS は、原則主義に基づく会計基準であるため、現在より企業の恣意性が拡大し、利益調整の余地も拡大することになると考えられる。しかし、恣意性が拡大するということは、企業は、自ら考え、自ら設定した経理規定やマニュアルの基、会計処理をしなければならないということでもある。

そこで、私の願いとしては、このIFRSの導入が、企業の利益調整の余地を拡大するものではなく、次世代の建設業界のあるべき姿を企業が示し、また、先ほどの 2 つの提案を実行する『起爆剤』となることを期待したい。

章立て

はじめに

第 1 章 建設業界の現状としくみ

1.1 建設業界を取り巻く環境の変化

1.2 公共入札と経常事項審査

1.3 建設業会計の特徴

1.4 建設業における損益算定プロセス

第 2 章 建設業界における損益算定方法

2.1 建設業の損益算定

2.2 旧収益計上基準

2.3 新(2009～)収益計上基準

第 3 章 建設業界の国際動向

3.1 会計基準の国際化と IFRS の収益計上基準

3.2 現行基準の問題点と新収益計上基準草案

第 4 章 財務諸表への影響

4.1 財務諸表の比較分析

4.2 見積り方法の恣意性とインセンティブ

4.3 会計制度の質の向上提案と実践可能性

第 5 章 IFRS 導入による建設業への影響

5.1 新 IFRS 収益計上基準

5.2 日本版 IFRS

5.3 IFRS 計算式

5.4 建設業の動向予測

おわりに

参考文献

はじめに

建設業経理士という資格の取得を通して建設業会計について学んできた。しかし、実際にその知識が実務に使えるものになるのか不安を感じている。そのため、今一度、建設業の損益算定方法ほどのようなものなのかを整理しておきたいと思ったのが研究動機である。原価の適正な算定方法は本来どうあるべきかについて検証することを目的とし、本研究を進めた。研究方法は、まず、損益算定においてどのような原価の計算方法が用いられているのかについて整理し、次に計算方法の違いが財務諸表にどのような影響を与えるのかを分析する。

第 1 章 建設業界の現状としくみ

1.1 建設業界を取り巻く環境の変化

建設業界を支える建設投資には、土木工事で代表される政府投資と、住宅やビルなどの建築工事を中心とする民間投資がある。

建設投資額の推移を見ると、バブル期に民間投資が急増し、建設投資額が大きく伸びていることがわかる。ピーク時の平成 4 年には、84 兆円にまで達した。その後、バブル崩壊後に景気の悪化に伴い、不要不急の建設工事は計画されなくなり民間投資の投資額は落ち込んだ。その民間投資の落ち込みをカバーしたのが政府投資である。

政府投資は、建設業に雇用の受け皿としての機能も期待され、建設投資を下支えた。しかし、それも長くは続けられず、2001 年に誕生した小泉内閣が財政再建を掲げて歳出削減を断行し、公共事業も一気に 10%カットされた。その後も削減が続かれ、平成 24 年度の建設投資額はピーク時である平成 4 年度の約 54%まで落ち込んでいる。

それに対して、平成 24 年度の建設業許可業者数は、ピーク時である平成 11 年度の約 83%までには減少していない。つまり、現在の建設業界は、建設投資額に比べて、建設業者数が多過ぎるのである。(阿部[2012]pp12-19)

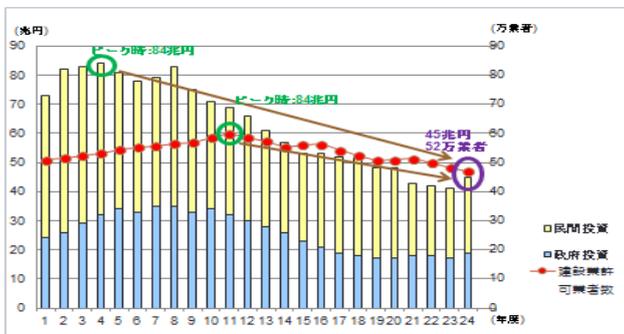


図 1-1 建設投資額と建設業者数の推移(国土交通省 HP より筆者作成)
 「平成25年建設投資見通し」<http://www.mlit.go.jp/common/001002792.pdf>
 「建設業許可業者数」<http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha05/01/010426/01.pdf>

1.2 公共入札と経営事項審査

日本の社会はインフラの整備が進み、不足の状態が解消されたため、それまでの「とにかく建設する」から「ニーズに応じて必要なものを建設する」社会に変わった。(阿部[2012]p13)そのため、建設業者は、現在の数少ない建設投資の中から受注を得るべく尽力している。その企業努力の一つに経営事項審査(以下、経審と略す)による評点を上げ、公共工事入札に多く参加することが挙げられる。

経審とは、建設業者の施工能力や経営状況等を客観的な指標で評価する制度で、建設業法第 27 条の 23 の規定により、国、地方公共団体などが発注する公共工事を直接請け負おうとする建設業者が必ず受けなければならない審査である。(CIIC HP「建設業許可と経営事項審査について」<http://www.ciic.or.jp/kyoka/>)

適正な公共工事の施工を確保するためには、工事の規模及びそれに必要な技術水準等に見合う能力のある建設業者に工事を発注する必要がある。このため公共発注機関は入札の参加に必要な資格および条件を定め、入札に参加しようとする建設業者がその資格や条件を有するかどうかについて審査する。(CIIC HP「許可・経審制度について」http://www.ciic.or.jp/kyoka/kyoka_seido.html).

公共工事の発注者は、入札に参加しようとする建設業者に対する客観的事項と主観的事項の審査結果を点数化し、総合点数で順位付けをする。建設業者は、そのランクに応じて受注できる工事金額が決まっている。例えば、国土交通省の直轄工事の契約金額 7 億 2000 万円

以上はAランク、3億円以上 7 億 2000 万円未満はBランクとなる。この審査のうち、客観的事項に関する審査が経営事項審査と呼ばれ、経営規模(X点)、経営状況(Y点)、技術力(Z点)、社会性等(W点)で評価される。

建設業者にとっては、この経審で高い点数を取ることが非常に重要であるため、経営状況(Y点)の項目を向上させようと、完成工事高を増したり、負債額を実際より少なくするなどの虚偽申請が少なくない。公認会計士や税理士で組織する建設業経営研究所が実施した経審の実態調査で、倒産した建設業者の経審のY点(経営状況)の粉飾率は約 47%という衝撃的な結果が明らかになっている。(調査は、04 年 6 月～05 年 5 月に倒産した全国の建設業者 1239 社を対象に実施) (阿部[2012]pp126-127)この結果より、経審が粉飾を起こす一因となっているのではないかと予測できる。

1.3 建設業会計の特徴

建設業界では、一般の製造業などが用いる商業・工業簿記ではなく、建設業会計と呼ばれるものが使われる。これは、工事の着工から引き渡しまで 1 年以上かかることが多いこと、また同品種の大量生産を前提としない建設業の特殊性を考慮した原価計算に基づく会計制度である。建設業会計と商業・工業簿記との違いはいくつか存在するが、ここでは勘定科目と財務諸表の特徴を挙げておく。

① 勘定科目の違い

建設業会計は、商業・工業簿記では使用されない、建設業界特有の勘定科目がいくつか存在する。下図で、商業・工業簿記の類似勘定科目とともに、その違いを示しておく。

	商業・工業簿記	建設業会計
資産	売掛金	完成工事未収入金
	仕掛品	未成工事支出金
負債	前受金	未成工事受入金
	買掛金	工事未払金
収益	売上高	完成工事高
	売上総損益	完成工事総損益
費用	売上原価	完成工事原価

図 1-2: 商業簿記と建設業会計の勘定科目の違い(筆者作成)

② 財務諸表の特徴

建設業会計では、未成工事支出金の割合が他の勘定項目に対して大きいという特徴がある。まずは、未成工事支出金について説明しておこう。

未成工事支出金とは、未完成の工事に費やした原価のことである。(岩崎「2006」p17)つまり、建設業界では、期中に発生した費用は、一旦未成工事支出金勘定に集計され、完成とみなした工事原価については、適時適切なタイミングで完成工事原価へ振り替えられることになる。また、会計上では、決算時に完成とみなすかどうかを判断する為、期中に、未成工事支出金から完成工事原価へ振り替えられることはない。すなわち、建設業では、工事が完成するまでに莫大なコストがかかるため、自ずと未成工事支出金の額は大きくなる。

次図は、建設業の精算表を一部抜粋したものであり、未成工事支出金から完成工事原価への振替量が大きいことを示している。

精算表(一部抜粋)

勘定科目	残高試算表	整理記入
現金	300,000	
当座預金	200,000	5,250
受取手形	400,000	
完成工事未収入金	900,000	
未成工事支出金	800,000	10,000
支払手形		100,000
未成工事受入金	150,000	
完成工事高	250,000	
完成工事原価	200,000	50,000

図 1-3: 未成工事支出金から完成工事原価への振替量(筆者作成)

以上が勘定科目と財務諸表の特徴である。次の節では、この2つの特徴を踏まえたうえで、建設業の損益算定の流れを整理していく。

1.4 損益算定プロセス

建設業では、完成工事高は、発注者との契約により決定され、建設業者がそれに従って完成工事原価を見積り、工事契約を結ぶ手続きがなされる。前節でも述べたとおり、収益は、工事が完成すると同時に計上される。それに対して、費用は、工事完成までに大きく分けて2つのステップを経て計上される。

(i) 期中に発生した費用を未成工事支出金に計上

(ii) 決算時に、未成工事支出金から工事が完成した分だけを完成工事原価に振り替える

以上である。また、決算時に完成工事高から完成工事原価を引くことで完成工事総損益が算定される。物価変動などにより、契約時に見積もった原価より多少の誤差が生じることもあるが、基本は契約通りの損益が算出されることになる。

以上が建設業における算定プロセスである。期末に完成か未完成かを判断することが建設業会計の特徴といえる。工事が完成し、発注者に引き渡しをした場合は、当然、完成したと判断されるが、それに対して、進捗度に応じて、部分的に完成と見込み、損益を算定する方法もある。次章から、現在、建設業界に存在する2つの損益算定方法について整理していく。

第2章 建設業界における損益算定方法

2.1 建設業の損益算定

現在、建設業界には、工事完成基準と工事進行基準という損益算定方法が存在する。実際に事例を用いながら、それぞれの損益算定方法の特徴について整理していく。

(例)受注した工事契約を120億円の原価をかけて完成させ、160億円で売上げた(毎年の進捗度を25%とする)

① 工事進行基準

日本を拠点に置く会計機関「企業会計基準委員会『Accounting Standards Boards of Japan』(以下、ASBJと略す)より公表された企業会計基準第15号「工事契約に関する会計基準(用語の定義6.(3))」より、『工事進行基準とは、工事契約に関して、工事が完成し、目的物の引渡しを行った時点で、工事収益及び工事原価を認識する方法である。』と示されている。(「工事契約に関する会計基準」

https://www.asb.or.jp/ash/ash_j/documents/docs/kouji-keiyaku.pdf)

また、事例の契約では、下図のように原価及び、売上が計上される。

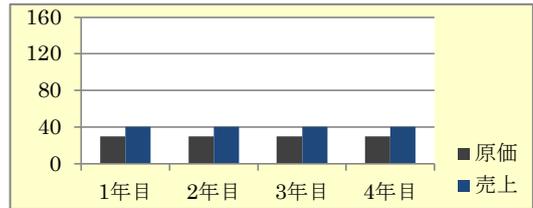


図2-1: 工事進行基準による原価及び、売上の計上時期(筆者作成)

② 工事完成基準

「工事契約に関する会計基準(用語の定義6.(4))」より、『工事完成基準とは、工事契約に関して、工事が完成し、目的物の引渡しを行った時点で、工事収益及び工事原価を認識する方法である。』と示されている。(「工事契約に関する会計基準」

https://www.asb.or.jp/ash/ash_j/documents/docs/kouji-keiyaku.pdf)

また、事例の契約では、以下のように原価及び、売上が計上される。

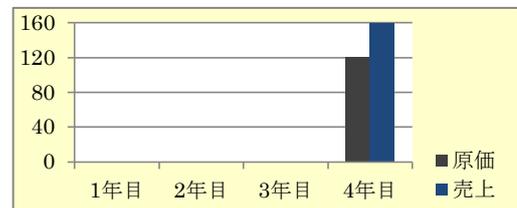


図2-2: 工事完成基準による原価及び、売上の計上時期(筆者作成)

以上が建設業界における2つの損益算定方法である。この2つの会計処理の方法は過去において、併用された時期、また、どちらかが強制的に適用された時期が存在する。次節から、建設業の収益計上基準の移り変わりについて整理していく。

2.2 旧収益計上基準

従来の収益計上基準は、大蔵省企業会計審議会により公表された「企業会計原則、注解7」より、『長期の請負工事に関する収益の計上については、工事進行基準または工事完成基準のいずれかを選択適用することができる』と示されている。(税理経理協会「2010」p24)つまり、どの収益計上方法を用いるかは、企業の実態に合わせて選択することが可能であったのである。

ただし、日本では、実現主義を原則としていること、また、会計処理の実務においても工事完成基準の方が簡便であることなどの理由から、多くの企業は工事完成基準を採用していた。この旧収益計上基準は、2つの問題点が指摘できる。

① 工事完成基準のデメリット

工事完成基準には、工事が完成するまで売上が計上されないという特徴がある。つまり、会計上では、完成するまで事業活動をしていないように表されてしまい、企業の経営活動の実態が財務諸表に表れにくいというデメリットが生じる。

② 選択型のデメリット

同様の請負工事契約に関して適用される収益の認識基準が企業の選択により異なる可能性がある。(「工事契約に関する会計基準」

https://www.asb.or.jp/ash/ash_j/documents/docs/kouji-keiyaku/kouji-keiyaku.pdf)

以前は、工事完成基準を選択する企業が圧倒的に多かった。しかし、2000年を前後として、大手建設会社を中心に、工事進行基準の採用が進められてきた。この動きは、工事進行基準を採用して国際基準

へ準拠するということが目的の一つとして挙げられる。つまり、企業のグローバル化が進むと伴に、比較可能性が損なわれるというデメリットが顕著になってきたのである。

以上より、この収益計上基準では、ステークホルダーに有益な会計情報を与えているとは言えないことがわかる。また、複数の会計基準の混在による混乱回避、及び国際会計基準に準拠するという目的のため、工事契約に関する収益認識の方法に関して、ASBJ と IASB との間で会計基準のコンバージェンスに向けた協議が進められていた背景もあり、この収益計上基準は廃止されることになり、新しい収益計上基準が作られることとなった。

2.3 新収益計上基準

ASBJ は、2009 年度 4 月以後開始する事業年度より、企業会計基準第 15 号「工事契約に関する会計基準」及び、企業会計基準適用指針第 18 号「工事契約に関する会計基準の適用指針」を適用することを 2007 年 12 月に公表した。(平成 21 年 3 月 31 日以前に開始する事業年度からの早期適用も可能) (「工事契約に関する会計基準」

https://www.asb.or.jp/ash/asb_j/documents/docs/kouji-keiyaku/kouji-keiyaku.pdf)

この新収益計上基準は、旧収益計上基準で採用されていた選択型を廃止し、工事進行基準の適用条件を満たしている工事については、工事進行基準の適用を原則、強制し、満たしていない工事については工事完成基準を適用することとしたものであった。また、適用条件は、「工事契約に関する会計基準(工事契約に係る収益認識基準)より、『成果の確実性が認められるためには、次の各要素について信頼性をもって見積ることが出来なければならない。(1)工事収益総額、(2)工事原価総額、(3)決算日における工事進捗度』と示されている。(「工事契約に関する会計基準」

https://www.asb.or.jp/ash/asb_j/documents/docs/kouji-keiyaku.pdf)、つまり、上記の(1)、(2)、(3)の項目について、信頼性を持って見積り、客観性が担保できることが適用条件となる。

また、適用対象とする工事契約は、仕事の完成に対して対価が支払われる請負契約のうち、土木、建築、造船、機械装置の製造等、基本的な仕様や作業内容を顧客の指図に基づいて行うものと定められている。また、受注製作のソフトウェアについても、工事契約に準ずるものとしてその対象に含まれている。(工事契約に関する会計基準

https://www.asb.or.jp/ash/asb_j/documents/docs/kouji-keiyaku/kouji-keiyaku.pdf)

適用条件を満たしていなければ、工事進行基準は強制されないということは、従来通り工事完成基準を適用することもできる。しかし、それでは、「原価管理が整備されていない建設業」というレッテルを貼られかねない。ステークホルダーに健全性を示すためにも、企業は適用条件を満たす体制を作らなければならないのである。また、建設業界では、適用条件を満たさないことはごく稀であるため、新収益計上基準の採用後は、原則として工事進行基準が適用されることとなった。収益計上基準の変更により、次の 2 つの影響があった。

① 旧収益計上基準の問題点の改善

選択型を廃止し、工事の進捗度に応じて損益が認識される工事進行基準を推進することにより、財務諸表の比較可能性を確保でき、ま

た、完成基準と比較して期間損益をより適正に決算書に反映することができるようになった。つまり、旧収益計上基準による問題点は、全て解決できたことになる。

② 正確な管理体制の構築が求められる

企業にとって、正確な管理体制が構築されていないと、工事完了年度に多額の工事損失を計上してしまう事態が起り得る。そのため、企業は、従来にも増して原価総額の見積りを正確に行う手法の確立や、現状の進捗度を見積るための管理体制、仕組みの構築が必要となった。(「受注製作ソフトウェアへの工事進行基準の適用-サープラス税理士法人」<http://www.surplus.or.jp/contents/it2.html>)

以上のことが新収益計上基準への変更が与えた影響として挙げられる。収益計上基準の変更により、正確な管理体制の構築が求められるため、企業の負担は大きくなったが、IFRS とのコンバージェンスを進めることができた。しかし、当の IFRS が収益計上基準を変更しようとする動きを見せているのである。次章で、この IFRS の動向及び、IFRS 適用に向けての国際動向について整理していく。

第 3 章 建設業界の国際動向

3.1 会計基準の国際化と IFRS の収益計上基準

グローバル市場が前提の時代に、各国の会計基準が違っている、投資家は投資対象である企業の比較が行えず、企業経営者も、他社との業務提携などについて適切な経営判断をタイムリーに行えない可能性がある。グローバル市場を健全に機能させるためには流動性と透明性を確保することが必要条件となる。グローバルなレベルで比較可能性を確保し、透明性の高い財務諸表を提供できる企業のモノサシ、それが IFRS である。会計基準はこれまで各国で個別に定められていたが、IFRS を国際標準の尺度と考えて統一化しようという動きが、現在では世界中に広がっている。(高浦英夫「2009」pp17-19)



図 3-1 : 各国の IFRS 適用状況(「About the IFRS Education Initiative」

<http://www.ifrs.org/Use-around-the-world/Education/Pages/Education.aspx>)

また、第 2 章で述べたとおり、日本でも会計基準の国際化に対応するため、日本会計機関が、日本基準と IFRS との重要な差異の解消に向けてコンバージェンスを行ってきた。しかし、そんな中で、これまで日本と同様、時刻基準にこだわってコンバージェンスに焦点を置いてきた米国で米国証券取引委員会(SEC)が、2008 年 11 月に IFRS の採用に向けたロードマップ案を公表した。これによると、2009 年 12 月 15 日以降終了する事業年度から特定の上場企業による適用を認め、2014 年以降 IFRS を全上場企業に段階的に強制適用するかどうかを 2011 年までのマイルストーンの進捗を見て決定するとしている。

米国が IFRS の採用に向けたロードマップ案を公表する中で、日本の IFRS 採用に向けた動きへの注目は高まっている。ここに来て日本でも経済界や会計士業界を中心に、IFRS と日本基準の差をできるだけ少なくするという『歩み寄りではなく、IFRS の採用を検討すべきだと

いう声が高まり、金融庁も採用に向けて検討を始めている。(高橋英夫「2009」pp13-14)

現行の IFRS 収益計上基準は、IAS 第 18 号「収益」及び、IAS 第 11 号「工事契約」により定められている。それぞれの役割について整理していく。

① IAS 第 18 号「収益」

収益認識の一般的な基準書であり、通常の物販の販売などに用いられる。『収益認識リスク・経済価値移転アプローチ』(リスクと経済価値のほとんどすべてが第三者に移転した場合に収益認識する方法)により収益を認識する。(IAS 第 18 号「収益」)

<http://www.ifrs.org/IFRSs/IFRS-technical-summaries/Documents/JapanTechSum/IAS18>

② IAS 第 11 号「工事契約」

工事契約については、別の収益認識の基準が定められている。日本と同じく、契約の成果が信頼性をもって見積もることができる場合には、工事進行基準を適用する。しかし、信頼性が無いと判断された場合には、日本の工事完成基準とは違い、原価回復法という方法が用いられる。つまり、工事完成基準は、IFRS では存在しないのである。IAS 第 11 号「工事契約」

<http://www.ifrs.org/IFRSs/IFRS-technical-summaries/Documents/JapanTechSum/IAS11>

以上が IFRS の収益計上基準である。日本と同じく工事契約に対して、特別な収益認識方法を用いている。しかし、その工事契約を特別扱いしていること、また、その基準内容に関していくつかの問題点が指摘されている。それが、現在の IFRS の収益計上基準を変更しようとする動機となっている。次節で問題点を整理していく。

3.2 現行基準の問題点と新収益計上基準草案

現行の IFRS 収益計上基準には 3 つの問題点があると指摘できる。

① 原則主義に反する

IFRS では、細かいルールは設定せず、原則のみが示され、企業がそれぞれその適用について判断を行うとする原則主義を採用している。例外事項はできるだけ排除することが望ましいというのが IFRS の考え方である。つまり、収益計上基準に関しても、工事契約に対して別の規定を設けていることは、原則主義に反していると指摘されているのである。

② 工事進行基準のデメリット

工事進行基準は、顧客に引き渡す前に売上を計上する。そのため、売上の計上について客観的に判断できる状態でない、売上の操作が可能になってしまうというデメリットが生じる。

③ ソフトウェア業界への影響

工事の進捗で形あるものが出来上がっていく、ビルやプラントならともかく、形が見えず完成できなければ意味をなさないソフトウェア開発では、工事進行基準の適用が難しい。

以上、3 つの問題点が IFRS の収益計上基準を変更しようとする動機となっている。

2010 年 6 月、IASB より、公開草案「顧客との契約における収益認識についての予備的見解」が発表された。この草案では、あらゆる取引について統一することを重視した収益認識アプローチを提案している。具体的には、工事契約の収益認識についても、特別扱いせず、契約によって提供される財やサービスが顧客へ移転する時点、すなわ

ち、工事物件が顧客によって検収された時点で収益計上するという「履行義務アプローチ」を採用しようとしているのである。

現在、適用されている工事進行基準では、資産が顧客へ移転されていない時点で収益を認識している。それに対して、履行義務アプローチでは、資産が移転しない、すなわち、顧客が建設中の資産を支配しない限りは収益が認識されない。つまり、工事が完成する前の途中段階では支配が移転しているとはいえないため、新しいアプローチが採用された場合、IFRS では今後、工事進行基準を適用することが難しくなると考えられる。

第 4 章 財務諸表への影響

4.1 財務諸表の比較分析

本章では、第 2 章で述べた収益計上基準の変更が建設業に与えた影響を財務諸表から分析し、それから得た疑問を検証していく。売上高約 1100 億円である飛島建設(東京都、福田組(新潟県)と売上高約 300 億円である森組(大阪府)、佐田建設(群馬県)の 4 社を挙げ、過去 6 年分の財務諸表を比較分析した。

工事進行基準縮減適用 →

		H193	H203	H213	H223	H233	H243
飛島建設	完成工事高	182,310	156,165	139,944	116,372	113,883	104,589
	完成工事原価	170,951	157,053	130,633	109,041	111,161	98,860
	完成工事総利益	11,359	△ 887	9,250	7,331	2,722	5,728
	受取手形・完成工事収入金	85,915	73,528	53,873	44,736	45,350	45,847
	未成工事支出金	7,725	10,973	5,769	6,611	7,108	5,485
	未成工事収入金	6,335	9,774	6,757	7,306	6,424	5,266
		H1912	H2012	H2112	H2212	H2312	H2412
福田組	完成工事高	151,897	142,180	114,614	99,329	89,580	100,533
	完成工事原価	142,033	134,204	104,432	92,535	83,853	92,907
	完成工事総利益	9,863	7,976	10,182	6,794	5,727	7,645
	受取手形・完成工事収入金	53,959	47,240	35,531	32,614	30,897	32,984
	未成工事支出金	14,870	15,585	10,934	4,851	3,512	2,652
	未成工事収入金	8,450	9,013	11,251	5,111	4,741	5,631
		H193	H203	H213	H223	H233	H243
森組	完成工事高	34,456	36,779	38,830	28,393	31,334	34,313
	完成工事原価	34,422	35,456	36,970	26,694	29,804	32,731
	完成工事総利益	33	1,322	1,860	1,698	1,529	1,582
	受取手形・完成工事収入金	16,727	18,358	13,144	9,707	9,937	9,492
	未成工事支出金	1,158	2,353	979	90	102	23
	未成工事収入金	2,163	1,115	958	977	656	652
		H193	H203	H213	H223	H233	H243
佐田建設	完成工事高	40,861	39,760	36,452	27,809	25,617	22,313
	完成工事原価	38,563	37,526	34,675	26,766	24,442	20,828
	完成工事総利益	2,297	2,233	1,776	1,043	1,175	1,484
	完成工事収入金	9,702	11,732	11,100	6,587	7,477	4,949
	未成工事支出金	2,006	1,752	1,877	970	14	36
	未成工事収入金	8,450	3,036	3,062	837	892	1,271

↓ ①

視点①工事進行基準が強制適用される事業年度

視点②未成工事支出金の残高

図 4-1 :財務諸表の比較分析(有価証券報告書より筆者作成)

(「EDINET」 <http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>)

上図は、財務諸表から収益計上方法の違いから影響が出る可能性があると考えた科目を抜粋し、表に整理したものである。この表から比較分析をすることで、上図の視点①、②からそれぞれ疑問に感じた点があった。

【視点①】工事進行基準が強制適用される事業年度

(疑問内容)

工事契約に関する会計基準により、工事進行基準が強制適用される年度(H21 年 4 月以降から始まる事業年度)に 4 社とも完成工事高・完成工事原価・完成工事総利益が前年より減少している。

<疑問に至った経緯>

工事進行基準は、未完の工事についても進捗度に応じて、完成工事高・完成工事原価を計上する。そのため、工事完成基準より工事進行基準で会計処理する方が、完成工事高・完成工事原価が大きくなる。また、赤字で工事請負をするケースはごく稀だと思われるため、それに応じて完成工事総利益も大きくなると考えられる。しかし、工事進行基準採用後の完成工事高・完成工事原価は前年と比べ減少しているのである。

【視点②】未成工事支出金の残高

(疑問内容)

工事進行基準強制適用後、決算時に未成工事支出金が残っている。

<疑問に至った経緯>

工事進行基準は、進捗度に応じて原価が計上されるため、未工事支出金(当期発生した費用)は全て完成工事原価に振り返られ、残らないのではないかと考えた。しかし、実際には、残っており、また、飛鳥建設、福田組と森組、佐田建設との間で未成工事支出金の全体に占める割合が違うことがわかった。

【視点①の検証】

この減少要因は、工事進行基準の強制適用は関係なく、平成 21 年の国政により、公共事業の廃止や予算が大幅に減少したことにあつた。また、株式会社技研製作所にこの疑問について問い合わせた際、「工事進行基準を採用して、完成工事高・完成工事原価が減少することは計算上ありえない。」という回答を頂いたこともあり、工事進行基準の強制適用はこの現象には関係していないという結論を出した。

【視点②についての検証】

第 1 章で述べた完成工事原価を計上するまでの流れを図に整理した。



図 4-2 :完成工事原価を計上するまでの流れ(筆者作成)

上図からわかることは、未成工事支出金への入り口は 4 つ(材料費、労務費、外注費、経費)あり、出口は 1 つ(完成工事原価)しかないということである。つまり、未成工事支出金が残る原因は、この入口から出口

までの間に存在するのではないかと考えた。この図を基にして、次の 3 つの推測を出した。

<推測Ⅰ>未成工事支出金内部

粉飾(在庫の水増し)をし、未成工事支出金を実際よりも多く計上しているのではないかと考えた。

<推測Ⅱ> 材料費⇒未成工事支出金

材料の未成分を材料貯蔵品などの適切な科目に振り替えていないのではないかと考えた。

<推測Ⅲ> 未成工事支出金⇒完成工事原価

未成工事支出金から完成工事原価への振替は全て行われていないのではないかと考えた。

以上が 3 つの推測である。

(推測Ⅰの検証)

粉飾は、財務諸表からだけでは判断できず、また、素人から見てわかるような利益操作はしないと考え、この推測は影響なしと結論を出した。

<推測Ⅱの検証>

工事契約に関する会計基準には、未使用分の振替を促すようなことは示されていない。そのため、材料の未使用分の振替は、強制されていないと考えた。また、振り替えたとしても資産→資産への振替であり、財務諸表上に変化は起こらないため、この推測は影響なしと結論を出した。

<推測Ⅲの検証>

「工事契約に関する会計基準(工事進行基準の会計処理14)」より『工事進行基準を適用する場合、発生した工事原価のうち、未だ損益計算書に計上されていない部分は「未成工事支出金」等の適切な科目をもって貸借対照表に計上する。』と示されていた。(「工事契約に関する会計基準」https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/documents/docs/kouji-keivaku.pdf) つまり、未成工事支出金から完成工事原価へ振り替えられない場合があるのだ。この場合、資産→費用への振替であるため、財務諸表上に変化が生じることになる。<推測Ⅲ>は、影響ありと考え、引き続き検証することとした。以下に、例を用いて、完成工事原価への振替量の差異により生じる影響を示す。

(例)完成工事高 100 億円、完成工事原価 80 億円で工事を請け負っている。今期、実際に投じた費用(未成工事支出金)は 40 億円である。

(i) 32 億(80%)を完成工事原価に振り替えた場合

完成工事高=40 億円

完成工事総利益=40-32=8 億円

(ii) 20 億(50%)を完成工事原価に振り替えた場合

完成工事高=25 億円

完成工事総利益=25-20=5 億円

(i)と(ii)とで完成工事総利益に 3 億円の差異が出た。

つまり、未成工事支出金から完成工事原価への振替量、すなわち進捗率の差異により、完成工事総利益にも差異が生じてしまうのである。この進捗率の差異は、社内での調整により起こり得る、つまり、企業の恣意性が介入しているのではないかと考えた。次節でそれが考えられる根拠を示す。

4.2 見積り方法の恣意性とインセンティブ

「工事契約に関する会計基準(工事進行基準の会計処理 15)」より、『工事契約の内容によっては、原価比例法以外にも、より合理的に工

事進捗度を把握することが可能な見積り方法があり得る。このような場合には、原価比例法に変えて、当該見積り方法を用いることができる。』と示されている。(「工事契約に関する会計基準」

https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/documents/docs/kouji-keiyaku.pdf)このことより、原価の見積り方法の選択が企業に委ねられていることがわかる。つまり、会社内部で進捗率を調整できる、すなわち利益調整をする余地を認めているのではないかと考えた。

進捗度の見積り方法の選択が任意なのであれば、当然、企業は、自社にとって有利な見積り方法を用いるはずである。粉飾をせずに利益調整ができることは、企業にとってインセンティブを働かせるものとなる。

利益調整をするインセンティブは、2通りあると考えられる。

① 完成工事総利益を大きくする

完成工事総利益を最大限に計上することで、経営事項審査の評点を上げることができる。しかし、完成工事総利益を計上する分、税金がかかってしまうことにもなる。

② 完成工事総利益を小さくする

完成工事総利益を抑えて計上することで、税金を抑えることができる。しかし、完成工事総利益が下がる分、経営事項審査の評点は下がってしまうことにもなる。

以上が利益調整をする2つのインセンティブである。私の考えは、あくまで予測であり、根拠のないものである。しかし、この予測したことが実際に行われているのであれば、建設業及び、建設業会計のあるべき姿を示しているものとは言えないだろう。次節から、会計制度の質の向上について考察していく。

4.3 会計制度の質の向上提案と実践可能性

会計制度の質を向上させる方法を3つ考えた。

《①》会計処理方法の改善⇒見積り方法の統一

利益調整というインセンティブを働かせるそもそもの根源である、見積り方法を統一することはできないかと考えた。

《②》ダブルスタンダードの掃⇒経審の改善

経審を改善することで、評点を上げるために粉飾や利益調整(原価を最大限に見積もる)をするインセンティブをなくすことができないかと考えた。

《③》業界の支払い制度背景の改善⇒出来高払い制度の導入

建設業者に、正確に進捗度を測るインセンティブを与えれば良いのではないかと考えた。

《①》の実践可能性)

まず、なぜ、見積り方法の恣意性が認められているのかを考えた。その原因の一つに、工事を一つの建設業者だけではなく、複数の建設業者が協力して完成させていく建設業界の特徴があること、また、一口に建設業界といえども、様々な事業体が存在することにあるのではないだろうか。つまり、様々な工種が協力して出来上がっている建設業界では、見積り方法を統一することは、難しいのではないかと考えた。それが、現在の選択の余地を認めている根拠ではないかと推察し、見積り方法の統一は不可能だと結論を出した。

《②》の実践可能性)

この考えについて、高知工科大学に在籍し、建設業界に精通しておられる渡邊法美教授、及び、同大学に在籍し、国土交通省での勤務歴があり、実際に公共工事を発注する側の立場を担われていた那須

清吾教授にお話を伺った。

渡邊教授は、『税務署と経審に出す書類が違うことは実際に起こっており、建設業及び、建設業会計のあるべき姿を示しているものとは言えない。経審が建設業の経営に逆の影響を与えている(例、建設機械を所有しなくなった)状況である。』

那須教授は、『経審は、倒産しそうな企業に工事を任せることが無いよう、安心して任せられる企業を選ぶ指標である。また、国土交通省は経審だけで選んでいるわけではなく、技術内容や過去の実績なども見ている。』

以上が両教授の考えである。お二方の主張で違いを感じたのは、「粉飾、利益調整がされていると予測される現状の責任がどこにあるのか」ということである。私は、渡邊教授は、会計制度、経審両方に責任があると考えており、那須教授は会計制度だけに責任があると考えておられると解釈した。

両教授のお考えを踏まえた上で私は、経審に責任がないとは言いつけられないと考えた。現に、倒産した建設業者の経審のY点(経営状況)の粉飾率は約47%という衝撃的な結果が明らかになっており(第1章1.2より)、また、渡邊教授のお話によると、税務署と経審に出す書類が違うことが実際に起こっているのである。この結果だけでは、経審が原因だとは言えないが、責任がないとは言いつけられないはずである。また、そもそも、問題のある会計制度を評価対象の一つとしている経審は、果たして信頼性のあるものと言えるだろうか。

経審の良いところは、財務諸表から得られない情報を評価対象としている点である。例えば、過去の工事実績や技術力、資格の保有者の人数などである。そのため、私は、経審の問題点は、会計情報を評価対象としていることだけにあると考えた。

以上のことより、財務諸表から得られる情報を経審の評価対象から外すことを提案したい。つまり、信頼性のない会計情報を使わず、恣意性の働かないものだけを評価対象とするのである。そうすることで、経審は、より一層信頼性のあるものとなり、建設業者に対しては、利益調整のインセンティブを緩和することができる。

《③》の実践可能性)

出来高払い制度とは、工事契約の作業進行の確認を基に、施工された工事の価値を超えない範囲で発生した原価に基づいて発注者側から契約代金の部分支払いをする制度である。工事進行基準を適用する国においては、共通して、出来高払い制度が導入されている。つまり、企業は、進捗度に応じて、キャッシュ・インフローが得られるのである。

しかし、出来高払い制度だけでは、企業に対して、進捗度を多く見積もってキャッシュ・インフローを得ようとするインセンティブを与えかねない。そのインセンティブを働かせないために、発注者と受注者の双方により、進捗評価がされる「進捗査定システム」が存在する。つまり、発注者、受注者双方が正確な見積りだと判断することで、それに応じて代金を受け取ることができるのである。この「進捗査定システム」の存在が、工事進捗の見積りの信頼性を支えるものとなる。

それに対して日本では、出来高払い制度ではなく、40%の前払い、60%の竣工時・査定検収後に代金を受け取る前払制度を採用している。また、発注者からの進捗査定はされず、受注者からの一方的な進捗度の見積りがされている。(村瀬[2013]pp38-41)つまり、受注者は、発注者からの進捗査定はされず、進捗度に応じて、キャッシュ・インフ

ローを得られるわけではない、すなわち、進捗度を正確に測定しなければならぬインセンティブに欠けてしまうのである。

以上より、出来高払い制度、及び「進捗査定システム」を採用することで、建設業者に正確に進捗度を測るインセンティブを与え、また、企業の恣意性を改善することができるのである。

以上、3つの検証結果より、経審の改善、出来高払い制度、及び進捗査定システムを導入することは実践可能ではないかと考えた。特に経審の改善は、実践可能性の高いものであると思う。しかし、古くから存在し、建設業界に根付いている前払制度の慣習を出来高払い制度に変更することは、並大抵のことではないだろう。また、日本独自の前払制度を採用することで、慣習が合わない海外企業は参入しづらくなる、すなわち、日本の建設業を守るといっても出来高払い制度を導入しない目的の一つなのではないかと考えた。そのため、IFRSの収益計上基準を導入した場合でも日本の前払制度は変わらず続けられるだろう。その場合、出来高払い制度を導入しているIFRSとの慣習との違いによる問題は生じないのだろうか。また、企業の恣意性により、利益調整をする余地がある現状は改善されるのだろうか。次章から、IFRSの収益計上基準に対して、建設業がどのような対応をしていくのかを予測していく。

第5章 IFRSの収益計上基準への対応

5.1～5.3では、日本のIFRSに対する動向をまとめているが本概要では割愛する。

5.4 建設業の動向予測

IFRS導入後も建設業の恣意性による利益調整は、引き続き行われていくだろう。その上、IFRSは、原則主義に基づく会計基準であり、詳細なガイダンスは存在しないため、現在より企業の恣意性が拡大すると考えられる。それに伴い、利益調整の余地も拡大することになるだろう。

しかし、恣意性が拡大するということは、企業は、自ら考え、自ら設定した経理規定やマニュアルの基、会計処理をしなければならないということでもある。つまり、国や他社の意向に左右されるばかりで企業自身の意思が欠けていけば、時代に取り残されてしまう結果は免れないと言える。

私は、今卒業論文で会計制度の質を向上させるため、出来高払い制度を導入し、建設業者に正確に進捗率を見積るインセンティブを与えること、また、経審の評価項目を改善することの2つを提案した。そこで、私の願いとしては、このIFRSの導入が、企業の利益調整の余地を拡大するものではなく、次世代の建設業界のあるべき姿を企業が示し、また、先ほどの2つの提案を実行する過程での『起爆剤』となることを期待したい。

おわりに

今回、建設業会計について調べたことで、簿記力を実際に使えるだけの会計力は、まだ私には稚拙なものしか備っていないと実感した。それにも関わらず、株式会社技研製作所や本学の教授とお話をさせて頂いたことは、大変恐縮ではあったが、非常にありがたいことであった。また、ほんの少しではあるが今後、社会人として働くであろう業界・業種についての知識を深められたことは、自分自身への励みとなった。今回、研究したことは建設業界が抱える問題の氷山の一角にしか過ぎ

ない。その他の問題については、自分が実際に社会人として働き、実務の視点から検証していきたい。そして、検証したことを実際に解決できる能力を身に付け、実行に移すことが私の最終目標である。

参考文献

- 阿部守 [2012]『図解 入門業界研究 最新建設業界の動向とカラクリがよ〜わかる本[第2版]』秀和システム
- 岩崎勇 [2006a]『建設業経理士ヒミツの短期合格テキスト1級原価計算<第2版>』税務経理協会
- 岩崎勇 [2006b]『建設業経理士ヒミツの短期合格テキスト1級財務分析<第2版>』税務経理協会
- 岡島正彦・庄子幹雄 [1994]『建設マネジメント原論』山海堂
- 建設業法研究会 [1995]『新訂 公共工事標準請負契約約款の解説』大成出版社
- 近藤仁 [2005]『経理部長が新人のために書いた経理の仕事がわかる本』日本実業出版社
- 税務経理協会 編 2010「会計諸則集」税務経理協会
- 高浦英夫「2009」『IFRS 国際会計基準で企業経営はこう変わる』東洋経済新報社
- 東海幹夫・若松昭司 [2004]『[改訂] 実践 工事進行基準の戦略的活用方法』清文社
- 堀川洋 [2006c]『建設業経理士ヒミツの短期合格テキスト1級財務諸表<第3版>』税務経理協会
- 村瀬儀祐 [2013]「工事契約の国際会計基準への日本会計のコンバージェンスについて」『高知工科大学紀要 37-52』高知工科大学
- ASBJ HP <https://www.asb.or.jp/asb/top.do>
- CIIC HP <http://www.ciic.or.jp/>
- EDINET <http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>
- FASB HP <http://www.fasb.org/home>
- IAS 第11号「工事契約」
<http://www.ifrs.org/IFRSs/IFRS-technical-summaries/Documents/JapanT echSum/IAS11>
- IAS 第18号「収益」
<http://www.ifrs.org/IFRSs/IFRS-technical-summaries/Documents/JapanT echSum/IAS18>
- IFRS HP <http://www.ifrs.org/Pages/default.aspx>
- 公開草案「工事契約に関する会計基準」
https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/documents/docs/kouji-keiyaku/
- 公開草案「顧客との契約における収益についての予備的見解」
http://www.ifrs.org/Current-Projects/IASB-Projects/Revenue-Recognition/ Discussion-Paper/Documents/JADPRRevenueRecognition_Dec08
- 公開草案「顧客との契約から生じる収益」
https://www.asb.or.jp/asb/asb_ifiasb/ed/20100624_1.pdf
- 国土交通省 HP <http://www.mlit.go.jp/>
- 新日本有限責任監査法人 HP <http://www.shinnihon.or.jp/index.html>
- 受注製作ソフトウェアへの工事進行基準の適用-サーブラス税理士法人、
<http://www.surplus.or.jp/contents/it2.html>